バナナ園グループ

2021年12月号 Monthly December

BANANANEWS

EAST ホームページにも情報満載！ バナナ園

～川崎市中原区の司法書士高原晶子先生＜なごみ法務事務所＞に伺いました～

成年後見制度をご存知ですか？

なごみ法務事務所代表、高原晶子先生（司法書士）
2012年川崎市中原区、武蔵新城駅そばで営業開始、女性代表が相談にのり、丁寧な説明を心掛けます。成年後見はもとより不動産登記、遺言･相続･相続放棄等、話しにくいことや司法書士に相談していいのか迷うことも遠慮なくご相談下さい。

病気や障害等で判断能力が十分でない方を見守ったり、財産管理をする「成年後見制度」をご存知ですか？今回は地元中原区の「なごみ法務事務所」の司法書士高原晶子先生にこの制度についてお話を伺います。

Q：高原先生、まず成年後見制度について簡単にご説明をお願い致します。

高原：認知症や知的・精神障害等により判断能力が不十分な方が安心して暮らせるよう、法律面や生活面で支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」に別れます。潜在的ﾆｰｽﾞ1千万人に対し制度を利用している人は約23万人と言われています(2020年)。

Q：さて、「法定後見制度」と「任意後見制度」2つの制度の違いは？

高原：任意後見とは、元気なうちに、自分の判断能力が不十分になったときに、後見事務の内容と後見人を選び、事前に契約で決めておく制度です。法定後見制度は判断能力が衰えた後利用でき、裁判所の審判によって選ばれた人が後見人などになる制度です。医師の診断が必要になり、診断に基づきその方の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの障害の程度によって区別されます。家庭裁判所に対し「後見人」「保佐人」「補助人」の選任を申立て、選任された人が本人に代わって法律行為をしたり、同意を与えたり、契約の取り消しをしたりすることができます。

Q：さて、成年後見人は誰にでもなれるのでしょうか？

高原：未成年や法令による例外を除き誰でもなることが可能です。制度の創設時（2000年)、後見人全体に占める親族の割合は91%でしたが、2020年には20%にまで減少しています。現実的には「弁護士」「司法書士」「社会福祉士」等、専門家が選ばれることが多くなっています。成年後見というのは財産･金銭の管理が含まれますので親族間の対立や財産･資産の金額、財産状況に問題がある場合、裁判所によって専門家が成年後見人に選ばれることになります、また最近では親族が後見人になる場合に後見制度支援信託･支援預金という日常の支払いに使用するお金は後見人が管理し、普段使用しないお金を別口座で管理し裁判所の「指示書」によって払い戻しが出来る制度も活用されています。もしも自分が成年後見人を引き受ける場合でも多くの責任や義務が生じます、また一度引き受けると原則的にやめる事はできませんので事前に専門家に相談をすることをお勧めします。

Q：では成年後見人の具体的なお仕事は？

高原：なごみ法務事務所では現在18人＜うち2人は任意後見＞の方の後見を引き受けていますがいずれも認知症や精神疾患のある方で、半数の方が施設入居者です。在宅の方は原則意思表示ができる方ですがいずれも定期的な訪問をし、常日頃からｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝを取らねばなりません。就任時には「財産関係の書類＜現金、通帳、有価証券、不動産権利証等＞や印鑑の引渡し」「銀行、保険会社等に成年後見人の就任の届け出」「法務局にて登記事項証明書の入手＜成年後見人であることの証明＞」「財産目録の作成＜被後見人の財産を調査、１ヶ月以内に財産目録を作成し、裁判所に提出＞」「年間に支出する金額を試算し、収入とのﾊﾞﾗﾝｽを明らかにする」等の作業、また毎年家庭裁判所への報告もします。ﾙｰﾁｰﾝﾜｰｸとしては在宅の方はまず「金銭管理」です、原則一定の金額を週や月毎にお渡ししその他の部分も出納簿をつけ管理、また年金の手続き等も行います。介護保険を利用されている方が殆どですので、申請や更新、安心して暮らせるように介護事業者、医療関係者との打合せも重要な仕事です。

Q：金銭の契約や行政とのやり取りだけでなく多岐に渡るｻｰﾋﾞｽになりますね。

高原：目的は「その方がその方らしく安心して暮らせること」ですから。認知症や独居の高齢者が増加する中この制度を利用する方は毎年1万人以上のﾍﾟｰｽで増えているといいます。2016年には制度の普及を促す「成年後見制度利用促進法」も成立し、最近はお元気なうちから自分の意思を伝えることが出来る「任意後見制度」を利用する方も増えてきています。「法定後見制度」の場合は「申し立て」「医師の診断」「様々な書類の作成」「裁判所の審査」等時間がかかります<最低でも数ヶ月>、また「任意後見制度」は任意後見契約書を公正証書で作成する必要があるので、打ち合わせから内容の決定、公証役場での署名押印まで同様に時間がかかります。「認知症が心配だ」「家族･親族の関係性が薄れ他人に迷惑をかけたくない」など、心配になったら早めに専門家への相談をお勧めします。＜敬称略＞

	類形	対象になる人	申し立てをする人	申立時の本人の同意	同意（取消）権の範囲
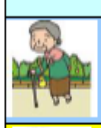	補助	判断能力が不十分な人 大体のことは自分で判断できるが、難しい事項については援助をしてもらわないとできない	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など	必要	民法13条1項に定める行為の一部 ※本人の同意が必要
	保佐	判断能力が著しく不十分な人 簡単なことであれば自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項については援助してもらわないとできない		不要＜代理してもらう場合は必要＞	民法13条1項に定める行為
	後見	判断能力が全くない人 常に判断することができない。判断能力が全くなく常に援助が必要		不要	日常生活に関する行為以外の行為については代理権がある

司法書士・行政書士
なごみ法務事務所
川崎市中原区新城5丁目9番25号ﾔﾏｼﾅﾋﾞﾙ5F
TEL ：044-863-6750
FAX ：044-863-6751
Mail takahara@shiho-nagomi.jp

川崎市社会福祉協議会が実施するサービス

川崎市あんしんセンターをご存じですか？

あんしんｾﾝﾀｰでは、高齢や障害により、日常生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉ｻｰﾋﾞｽの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かりなどの支援を通して、高齢者や障害のある方等の権利擁護を図ることを目的とした日常生活自立支援事業を実施しています。

■どのような人が使えますか？

このｻｰﾋﾞｽを利用できる方は次の①②③の要件を満たす方です。

①川崎市にお住まいで認知症高齢者･身体障害者･知的障害者･精神障害者等または、おおむね65歳以上の方で、日常生活に援助の必要な方②ご自分で金銭の支払や重要な書類の保管が困難な方③ご本人の意思により利用申し込みを決めることができる方（このｻｰﾋﾞｽは契約をすることによって提供されます）　※判断能力が十分でなく契約ができない場合は、成年後見制度をご検討下さい

■どんなことをしてくれますか？

主なｻｰﾋﾞｽの内容は①福祉ｻｰﾋﾞｽの情報提供・助言②福祉ｻｰﾋﾞｽの利用手続き③福祉ｻｰﾋﾞｽの利用料の支払い④生活費の出金など、金銭の出し入れの手続き⑤家賃や公共料金、医療費などの支払い手続き⑥書類等預かりｻｰﾋﾞｽになります

■利用料はかかりますか？

本ｻｰﾋﾞｽには利用料がかかります（月2,500円）※書類等預かりｻｰﾋﾞｽは別途利用料がかかります。

■どこに相談すればいいですか？

各区あんしんｾﾝﾀｰにご相談ください

※生活保護世帯の方は「川崎市被保護者金銭管理等支援事業」の利用になります。担当ｹｰｽﾜｰｶｰにご相談下さい。

※詳しくは川崎市社会福祉協議会のHPをご覧ください。

http://www.csw-kawasaki.or.jp/

川崎市中原区のｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ「ﾊﾞﾅﾅ園ほりうち家」より

今年は豊作！柚子の表年!

今年の秋は比較的暖かい日が続いているように感じましたが 11 月も半ばを過ぎると流石に「もうそろそろ冬が来るのかな？」と冬隣りを感じさせる日が続きます。川崎市中原区のｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ「ﾊﾞﾅﾅ園ほりうち家」にはそんな「冬」の訪れを知らせてくれる嬉しい便りが届きました。「ﾊﾞﾅﾅ園ほりうち家」の庭には一本の柚子の木が植えられているのですが、今年も柚子が一斉に色付き始めたのです。梅雨入り前に白くて小さな花を咲かせ夏の終わりごろから青い果実が膨らみ始めます。柑橘類の果樹には隔年結果が起きやすいといわれ、ゆずも豊作の「表年」、不作の「裏年」がほぼ隔年でやってきます。入居者様とも「今年は豊作？不作？沢山出来るといいね」と話しながら待つこと数カ月、ようやく実がきれいな黄色くなり始め、柚子の木全体が黄色っぽく色づいてきました。「今年は表年だね、いつ収穫しようか、そろそろだね？」とそわそわしだす方も出てきたので、皆で柚子の収穫をすることにしました。 手が届くところになった柚子は入居者様に採って頂くようお願いしましたが、一人の方から「ｲﾀﾀﾀ!!」の声が、「枝には棘（とげ）があるので注意してくださいね！」柚子は棘（とげ）が鋭く、収穫作業になれている農家の方でも引っかき傷を作りながら収穫すると言います。しかもﾊﾞﾗのような短い棘ではなく、長く尖った棘で武器のように鋭いのです。地面に落ちた枝を誤って踏むと固い靴底でも簡単に貫くほど、ですから注意しながら取るのはかなり疲れる作業になります、数個採ったらﾍﾞﾝﾁで一休みされる方も。その間にｽﾀｯﾌが高い場所になった柚子を高枝鋏で切り落とし、あとは軍手をし丁寧に枝から切り離します。今年は当たり年、一通り収穫を済ませるとｶｺﾞの中は黄色い柚子でいっぱいになりました。「今日はお風呂に浮かべて柚子湯にはいれるね！」「砂糖と一緒にしてゆず茶を作りましょう」「私は自分のお部屋に飾りましょ」「柚子味噌も作れるね！」～今年は大豊作だから全部 OK ですよ！そして最後に「また来年も実をつけてくれるまで元気でいようね！」で大団円。この日の収穫は施設の中だけではとても使い切れません、ご近所さんにも「冬の訪れ」をおすそ分けすることにします。

初夏に白い小さな花を咲かせ、夏には「青ゆず」の収穫。初冬には熟して二度目の収穫に。
柚子には本ﾕｽﾞと花ﾕｽﾞがあるが一般に庭木として植えられているものには花ﾕｽﾞが多い。果実はﾏｰﾏﾚｰﾄﾞやゆず酒などに、果皮は砂糖漬けや柚子胡椒、薬味として、果汁は調味料、香辛料、薬味などに利用されます。

横浜市中区のｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ「ﾊﾞﾅﾅ園横浜山手」より

三種の「体操」＋「合唱」で健康維持!!

「はーい！皆さーん！今日も朝の体操を元気いっぱいに始めましょう～！」「さぁ始まりますよお～！」・・・横浜市中区のｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ「ﾊﾞﾅﾅ園横浜山手」毎朝の光景です。軽快な音楽と共に「腕を前から上にあげてぇ～」、「腕を横に振りながらあしのまげのばしぃ～」と、NHK 朝のﾃﾚﾋﾞ体操のｶﾞｲﾄﾞに合わせ、入居者様、そしてｽﾀｯﾌも一緒になって身体を目覚めさせるのです。今日も一日元気に明るく過ごすため、ﾃﾚﾋﾞ体操を続けているのです。この 2 年間、殆ど外出もできず、運動不足の上にｽﾄﾚｽも溜まりがちになる状況を少しでも解消し、明るく前向きな気持ちに全員がなれる様に始めたのです。実は、ﾊﾞﾅﾅ園横浜山手では ADL の退化防止と明るい心を保つため、毎日、午前・午後、併せて 3 種類の体操を実施しています。全身体操（朝の NHK ﾃﾚﾋﾞ体操）、口腔体操（嚥下機能を衰えさせない為）、手・指先・足・足先体操（末端の神経を刺激し活発にすることによって新陳代謝を活性化させる目的）。そして体操と併せてのﾚｸﾘｴｰｼｮﾝで「音楽療法」として「合唱」を取り入れています。童謡から昭和の懐かしｿﾝｸﾞ～演歌まで、70 曲～80 曲程の歌本の中から、毎日 30 分位声を合わせて皆で合唱をするのです「ここにある曲はは全部歌えるわよ。」と豪語する方も方も！言葉だけでなく、本当にすらすらと歌われｽﾀｯﾌが音程をはずしたり、歌詞を間違えたりすると、すかさず教育的指導が入ります(笑)。ｺｰﾗｽﾘｰﾀﾞｰが先導して歌うと、忘れていた曲も、「ああ、これね。」とおもいだされて、一緒に口ずさみ始めることも珍しくありません。好きだった歌、馴染んできた音楽は忘れないものなのだなあと改めて感じます。大きな声を出して歌うと、一緒に大きく呼吸しなければなりませんね、これは心肺をしっかり使っている証拠です。歌を歌うことは、加齢とともに落ちていく心肺機能の維持や向上にも役立ちます。同時に手を動したり足踏み等を取り入れれば、身体機能にも働きかけることが可能です。また、歌詞を見て声に出す、耳で聞いて声に出す、ﾘｽﾞﾑに乗るなど、歌は脳にとって大きな刺激です。脳が活性化することによって、認知症の進行を遅らせたり予防が期待できるとも言われています。毎日の体操と音楽でお腹も空き、食事も美味しく完食。おやつもﾍﾟﾛﾘ。ﾊﾞﾅﾅ園横浜山手には、きょうも元気な掛け声と歌声が響いてます。

ｺﾛﾅ禍の中で始めた体操と合唱ですが、ｱﾌﾀｰｺﾛﾅも続けなければ意味がありません「継続こそ力なり」ですね。ｸﾘｽﾏｽに向け「もろびとこぞりて」練習開始です！

グループホーム空室情報

空室情報、入居に関するお問い合わせは右記の各施設もしくは総合案内

044-455-6119

バナナ園グループ

【グループホーム】

●川崎大師ﾊﾞﾅﾅ園 ☎ 044-280-2386　●第 2 ﾊﾞﾅﾅ園 ☎044-587-1773
●ﾊﾞﾅﾅ園武蔵小杉 ☎044-863-7101　●ﾊﾞﾅﾅ園ほりうち家 ☎044-722-5361
●のんびりーす等々力 ☎044-750-9203　●のんびりーす ☎044-422-2295
●ﾊﾞﾅﾅ園生田ﾋﾙｽﾞ ☎044-911-1599 ●バナナ園生田の杜 ☎044-789-5691/5692
●ﾊﾞﾅﾅ園生田の泉 ☎044-789-5693　●ﾊﾞﾅﾅ園横浜山手 ☎045-264-9634

バナナ園ｸﾞﾙｰﾌﾟで働きステップ・アップをしませんか？

介護スタッフ募集中

★介護はｱｲﾃﾞｨｱ～未経験だからこそのｱｲﾃﾞｨｱが必要です！

■募集要項

★職種：ｹｱ・ｽﾀｯﾌ<①正社員/②非常勤職員>★無資格・未経験からｽﾀｰﾄ/年齢不問
★給与：① 月給：224,781 円～<18 歳資格なし夜勤 6 日含む>
② 時給 1，040<無資格>～1，190 円<介護福祉士>
※夜勤 1 回 18,000～20,000 円<介護福祉士>①②とも処遇改善加算交付金含
★時間：9:00～17:00　17:00～翌 9:00
★待遇：社保・有休・交通費規定内支給：月額 50,000 円迄
★勤務場所：当社各施設 10 箇所の中から通勤し易い場所を選べます。

●問合せ：㈱ｱｲ・ﾃﾞｨ・ｴｽ　採用担当まで

☎044－455－6117

マイナビ2022

2022 年 3 月新卒社員募集中

会社説明会随時開催中

エントリーはこちらから→

月刊 MONTHLY BANANA NEWS（毎月 1 日発行）
通算第 204 号　編集：株式会社アイ・ディ・エス
川崎市中原区新丸子町 734-2　☎044-455-6119
＜HP＞ http://www.bananaen.com/